

樞密院會議筆記

昭和十七年三月四日

一	高等學校ノ生徒定數ノ臨時特例ニ關スル件
一	陸軍司政官及海軍司政官特列任用令ノ大正二年勅令第二百九十二號任用令限又ハ官
一	等ノ初級陸軍ノ規定ノ適用セサル文官ニ關スル件
一	昭和十六年初令第四百八十八號任用ノ商工省工務官ノ特列任用ニ關スル件
一	大正二年勅令第二百六十二號任用令分限又ハ官等ノ初級陸軍ノ規定ノ適用セサル文官ニ關スル件
一	等ノ初級陸軍ノ規定ノ適用セサル文官ニ關スル件

国立公文書館

利用上の注意

樞密院會議筆記及び同委員會議録は、非公開の席上における発言を記録したものであります。したがって当該発言者の共同著作物と解されますので、引用等發表に際し著作權法上の問題の生ずることのないよう特に御配慮願います。

国立公文書館

分類

2 A

15-10

ⓁD 884

樞密院會議筆記

- 一 高等學校ノ生徒定數ノ臨時特例ニ關スル件
- 一 陸軍司政官及海軍司政官特別任用令
大正二年勅令第百六十二號任用分限又ハ官
等ノ初級階級ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關ス
ル件中改正ノ件
- 一 昭和十六年初令第四百十八號奏任ノ商工省工
務官ノ特別任用ニ關スル件中改正ノ件
- 一 大正二年勅令第百六十二號任用分限又ハ官
等ノ初級階級ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關ス
ル件中改正ノ件

昭和十七年三月四日(永曜日)午前十時十分開議
聖上臨御

出席員

原議長

鈴木副議長

大臣

東條内閣總理大臣 五番

橋田文部大臣 六番

小泉厚生大臣 八番

嶋田海軍大臣 十番

寺島遞信大臣 十二番

岸 商工大臣 十四番

顧問官

石井顧問官 十九番

有馬顧問官 二十番

窪田顧問官 廿一番

石塚顧問官 廿二番

清水顧問官 廿三番

南 顧問官 廿四番

奈良顧問官 廿五番

菅原顧問官 廿七番

松浦顧問官 廿八番

潮 顧問官 廿九番

林 顧問官 三十番

深井顧問官 卅一番

二上顧問官 卅二番

眞野顧問官 卅三番

大島顧問官 卅四番

小幡顧問官 卅五番

竹越顧問官 卅六番

三土顧問官 卅七番

伊澤顧問官 卅八番

池田顧問官 卅九番

關席員

親王

雍仁親王 一番

宣仁親王 二番

崇仁親王 三番

載仁親王 四番

大臣

井野農林大臣
兼拓務大臣 七番

岩村司法大臣 九番

東郷外務大臣 十一番

賀屋大藏大臣 十三番

八田鐵道大臣 十五番

湯澤內務大臣 十六番

顧問官

金子顧問官 十八番

松井顧問官 廿六番

委員

森山法制局長官

佐藤法制局参事官

以上各件二付

菊池文部次官

永井文部省専門學務局長

以上高等學校ノ生徒定數ノ臨時特例ニ關スル件

高田海軍大佐

陸軍司政官及海軍司政官特別任用令外一件ニ付

津田商工省鑛産局長

昭和十六年勅令第四百十八號奏任ノ商工省工務官ノ特別任用ニ關スル件(改正)

件外一件ニ付

報告員

堀江書記官長

書記官

諸橋書記官

高辻書記官

議長原之ヨリ會議ヲ開ク

高等學校ノ生徒定數ノ臨時特例ニ關スル
件

ヲ議題ニ供ス第一讀會ヲ開キ朗讀ヲ省略シ
テ直ニ審査報告ヲ爲サシム

報告員堀江謹デ本件ヲ審査シタルニ高等學

校令第十三條ノ規定ニ依レバ高等學校ノ生
徒定數ハ高等科四百八十人以内尋常科三百
二十人以内トシ高等科ノミヲ置ク高等學校
ニ在リテハ專攻科ヲ除キ六百人以内ト定メ

ラレタリ然ルニ現下ノ時局ニ鑑ミ帝國大學
其ノ他官立ノ大學ニ於テハ自然科學學部特
ニ工學部ノ學生ヲ増募シ將來國民ノ指導者
タルベキ人材ノ養成ニ努メ來リタルガ今後
東亞共榮圈ノ確立ヲ圖ランガ爲ニハ一層多
數ノ人材ヲ必要トシ從テ大學ニ於テハ更ニ
此種學生ヲ増募スルノ要アリ從テ高等學校
高等科理科卒業生ノ増加ヲ圖ルベキハ當然
ノコトニシテ既ニ或ハ學級定員ヲ増加シ或
ハ理科學級ヲ増設スル等ノ措置ヲ講ジ來リ

タルモ尙到底大學ノ學生收容力ニ照應シ得
ザルニ由リ今回更ニ高等學校ニ於ケル理科
學級ヲ増設シ生徒ノ増募ヲ圖ルコトトシ茲
ニ本案ヲ以テ高等學校ノ生徒定數ハ當分ノ
内前述高等學校令第十三條ノ規定ニ依ル制
限ヲ超ユルコトヲ得ルモノト爲サントス
按ズルニ本案ハ時局ノ要請ニ應ジ高等學校
ニ於ケル理科學徒増募ノ爲生徒定數増加ノ
臨時措置ヲ定メントスルモノニシテ別ニ支
障ノ廉ナキニ由リ此ノ儘之ヲ可決セラレ然

ルベシト思料ス

右謹デ審査ノ結果ヲ報告ス

議長(原) 別ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ省
略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ起
立ヲ請フ

(全員起立)

議長(原) 全會一致可決セラレタリ

○

議長(原) 次ニ

陸軍司政官及海軍司政官特別任用令

大正二年勅令第二百六十二號任用分限又

ハ官等ノ初級陞級ノ規定ヲ適用セサル文

官ニ關スル件中改正ノ件

以上二件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一讀會ヲ
開キ朗讀ヲ省略シテ直ニ審査報告ヲ爲サシ
ム

報告員(堀江) 謹デ此ノ二件ヲ審査シタルニ其

ノ要旨左ノ如シ

第一 陸軍司政官及海軍司政官特別任用令

大東亞戰爭ニ際シ作戰直後ノ占領地ノ軍
政施行ニ遺憾ナキヲ期スル爲曩ニ特設海
軍部隊臨時職員設置制制定セラレ特設ノ
海軍部隊ニハ必要ニ應ジ勅任ノ海軍司政
長官(專任)奏任ノ海軍司政官(專任)海軍技師
等ノ職員ヲ置クコトヲ得ルモノトシ又今
回更ニ別案ノ勅令ヲ以テ陸軍特設部隊等
ニモ勅任ノ陸軍司政長官(專任)奏任ノ陸
軍司政官(專任)陸軍技師等ノ職員ヲ置
クコトヲ得ルモノト爲サントスルニ付右

ノ陸軍司政官及海軍司政官ハ其ノ職務ノ
性質上其ノ任用ヲ普通任用ノ資格アル者
ノミニ限定セズ廣ク適材ヲ求メ軍政地域
ニ關シ諸種ノ學識經驗アル者等ヨリモ之
ヲ任用スルノ要アルガ故ニ茲ニ本件ヲ以
テ新ニ其ノ特別任用ノ規程ヲ設ケ陸軍司
政官及海軍司政官ハ正規ノ資格ナキモ各
其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者
ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ
之ヲ任用スルコトヲ得ルモノト爲サント

スルナリ

第二 大正二年勅令第二百六十二號任用分

限又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用

セサル文官ニ關スル件中改正ノ件

本勅令第二條ニ於テハ特別任用規程ノ適

用ヲ受クル若干ノ高等文官ヲ掲ゲ其ノ諸

官ニ付テハ實際上其ノ任用ニ支障ナカラ

シムル爲高等官官等俸給令第四條所定ノ

初叙官等ヲ六等以下ト爲ス制限ヲ受ケシ

メザル旨ヲ定メタリ然ルニ前述ノ陸軍司

政官及海軍司政官ニ付テモ亦同一ノ事由

アルニ因リ本件ヲ以テ本勅令第二條列記

ノ諸官中ニ右ノ二官ヲ追加シ此等ノ諸官

モ亦高等官官等俸給令第四條所定ノ初叙

官等ニ關スル制限ヲ受ケザルモノト爲サ

ントス

按ズルニ本案ノ二件ハ今次戦争ニ際シ特設

ノ陸海軍部隊等ニ屬シ特殊ノ行政事務ヲ處

理セシムル爲ニ設置スル官ノ任用及官等ニ

關シ特則ヲ設ケントスルモノニシテ執レモ

已ムヲ得ザルモノト認ムルニ由リ此ノ儘之
ヲ可決セラレ然ルベシト思料ス
右謹デ審査ノ結果ヲ報告ス

議長(原) 別ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ省

略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ起

立ヲ請フ

(全員起立)

議長(原) 全會一致可決セラレタリ

○

議長(原) 次ニ

昭和十六年勅令第四百十八號奏任ノ商工
省工務官ノ特別任用ニ關スル件中改正ノ
件

大正二年勅令第二百六十二號任用分限又
ハ官等ノ初級陞級ノ規定ヲ適用セサル文
官ニ關スル件中改正ノ件

以上二件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一讀會ヲ
開キ朗讀ヲ省略シテ直ニ審査報告ヲ爲サシ
ム

報告員(兼) 謹テ此ノ二件ヲ審査シタルニ其

ノ要旨左ノ如シ

第一 昭和十六年勅令第四百十八號奏任ノ

商工省工務官ノ特別任用ニ關スル件

中改正ノ件

我國現時ノ戰時經濟ノ運営上樞要ナル物
資動員計畫及生産力擴充計畫ノ圓滑適正
ナル遂行ヲ圖ランガ爲政府ニ於テハ曩ニ
商工省ニ工務官ヲ置キ上官ノ命ヲ承ケ生
産擴充上重要ナル工場ニ於ケル生産其ノ

他經營ニ關スル斡旋指導及監督ニ關スル
事務ヲ掌ルモノト爲シタルガ今回更ニ重
要鑛山ニ付テモ之ト同種ノ職員ヲ置キ以
テ國家生産力ノ全面的活用ニ資セシムル
ノ要アルヲ認メ別案ノ商工部内臨時職員
等設置制中改正勅令ニ依リ鑛山監督局ニ
新ニ奏任ノ鑛山官(專任)ヲ置キ上官ノ命ヲ
承ケ生産擴充上重要ナル鑛山ニ於ケル生
産勞務其ノ他經營ニ關スル斡旋指導及監
督ニ關スル事務ヲ掌ラシムルモノト爲サ

ントス然ルニ該官ハ其ノ職務ノ性質右ノ
商工省工務官ト同様ニシテ其ノ任用ヲ普
通任用ノ資格アル者ノミニ限定セズ廣ク
適材ヲ求ムルノ必要アルガ故ニ本件ヲ以
テ昭和十六年勅令第四百十八號奏任ノ商
工省工務官ノ特別任用ニ關スル件ニ改正
ヲ加ヘ同令ニ右ノ鑛山監督局鑛山官ヲ追
加シ該官ハ正規ノ資格ナキモ其ノ職務ニ
必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高
等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用ス

ルコトヲ得ルモノト爲サントスルナリ

第二 大正二年勅令第二百六十二號任用分

限又ハ官等ノ初級陞級ノ規定ヲ適用

セサル文官ニ關スル件中改正ノ件

前述鑛山監督局鑛山官ニ付特別任用ノ途

ヲ拓クニ伴ヒ實際上其ノ任用ニ支障ナカ

ラシムルヲ要スルニ由リ曩ニ商工省工務

官ニ付標記勅令ノ改正ニ依リ初級官等ノ

制限ヲ受ケシメザルコトト爲シタル例ニ

倣ヒ茲ニ本件ヲ以テ本勅令第二條列記ノ

諸官中ニ右ノ鑛山監督局鑛山官ヲ追加シ
該官モ亦高等官官等俸給令第四條所定ノ
初叙官等ニ關スル制限ヲ受ケザルモノト
爲サントス

按ズルニ本案ノ二件ハ商工部内ニ於テ特殊
ノ事務ヲ處理セシムル爲ニ設置スル官ノ任
用及官等ニ關シ特例ヲ設ケントスルモノニ
シテ孰レモ已ムヲ得ザルモノト認ムルニ由
リ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベシト思料ス
右謹デ審査ノ結果ヲ報告ス

二十三番(清永)

本案ニ異議ナキモ此ノ際陸軍

大臣ニ御尋ネ致シタシ新聞紙上傳アル所ニ
依レバ既ニ我が軍ハシンガポール其ノ他ニ
於テ多數ノ俘虜ヲ得タルモノノ如シ此等ハ
今後如何ニ取扱ハントスル方針ナルカ差支
ナキ限り御説明アリタシ

五番(東條)

俘虜ノ總數ハ未ダ判然タラザルモ

香港ニ於テ約八千、シンガポールニ於テ約九
萬之ニ目下作戦中ノ蘭印ニ於ケル分ヲ加フ
レバ其ノ數相當多數ヲ算スベク此等ハ善通

寺上海及香港ノ俘虜收容所ニ收容シ陸軍大
臣ノ監督下ニ置クモノナルガ只シンガポ
ルニ於ケル分ハ目下ノ處直接軍ノ管理下ニ
在リ逐次陸軍大臣ノ監督下ニ移サントス而
シテ此等ノ俘虜ハ成ルベク之ヲ生産的ニ活
用スベク目下銳意之ヲ種別シ各自ノ特性ヲ
調査中ナリ普通寺ニ於ケル俘虜ハ既ニ之ヲ
土地ノ開拓ニ用ヒツツアリ

議長(原) 他ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ省
略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ起

立ヲ請フ

(全員起立)

議長(原) 全會一致可決セラレタリ

本日ハ之ニテ閉會ス

聖上入御

(午前十時三十分閉會)

議長 原 嘉道

書記官長 堀江 季雄

書記官

諸橋

襄

高辻

正巳

勅令第

號

高等學校ノ生徒定數ハ當分ノ内高等學校
令第十三條ノ規定ニ依ル制限ヲ超ユ
ルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス